

あきたびじん支店専用普通預金（総合口座）規定

1. 総合口座取引

(1) 次の各取引は、あきたびじん支店総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。なお、この取引はパーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引、または、キャッシュカードによる取引に限定し、通帳は発行しません。

① 普通預金

② 自由金利型定期預金（M型）（あきたびじん支店専用定期預金）（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 第 2 号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第 1 項第 1 号から第 2 号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. 取引の方法

この取引は、次の方法で行います。

(1) パーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とします。

(2) 普通預金については、当行および当行と提携している金融機関等の現金自動支払機による取引

3. 取扱店の範囲

当店を含む当行本支店の窓口で預け入れ・払戻し等を行うことはできません。

4. 定期預金の自動継続

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

5. 預金の払戻し等

(1) 普通預金は、現金自動支払機から払戻しをすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 預金利息の支払い

(1) 普通預金の利息は、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. 当座貸越

(1) 当行所定の手紙にて総合口座貸越契約を申し込み、普通預金についてその残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または500 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1 項第1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. 貸越金の担保

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2 項の順序に従い、その合計額について556 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第9 条第1 項第1 号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2 項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ②前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる定期預金についての担保権は引続き存続するものとします。

9. 貸越金利息等

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100 円とし、毎年2 月と8 月の当行所定の日、1 年を365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、その定期預金ごとにその約定利率に年0. 5%を加えた利率とします。
- ②前号の組入により極度額を越える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を越える金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金の全額の解約があった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365 日の日割計算）とします。

10. 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等

- (1) キャッシュカードやお届印を失ったとき、または、お届印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) キャッシュカードやお届印を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、またはキャッシュカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注

意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第9 条第1 項第2 号により極度額をこえたまま6 ヶ月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. 解約等

- (1) この取引を解約する場合は、同時に本店とのその他すべての取引を当行所定の方法により解約するものとします。
- (2) 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の窓口振込扱いでの振込手数料(消費税相当額を含みます。)を差引いた後に手続きします。振込手数料、未収手数料等が解約時の返還金等から差引できない場合は、即時に解約しないことがあります。
- (3) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

14. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は、次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がさ

れている場合にも、前2 項と同様にお届けください。

(4) 前3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第8 条第1 項第1 号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して、直ちに当行に提出してください。

ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。(現在、本店では外貨預金等のお取扱いはございません。)

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上